

結審、先送り 9.28裁判、第54回公判

島田証人「責任ない」繰り返す

結審が予定されていた第五十四回9・28公判は、五月二十日午後一時から福岡地裁で開かれ、この日は、災害当時の三川勉通気係島田主席係員の主尋問があり、証言では「三川勉では、坑内巡回については通気主席係員が巡回箇所、頻度を具体的に計画し、係長がチェックをする。さらに探鉱副長が最終的にチェックをして許可されていた」「災害当時、0方材料線坑道では毎日一回巡回をしていた。それは自然発火のおそれのある所ではなかったけれども、保安規則、規程に定められた以上の巡回をしていたわけで、万が一にも自然発火が起るような所ではなかったし、予測もされなかった。だから会社には火災発生

原告団



公判終了後、裁判所横の広場で角銅井護士から経過の報告を聞く。

の第一に自然発火防止をあげているが、会社も自然発火による坑内火災の可能性が大きいことを認め、対策の第一にあげたのではないのかと尋問されると、「いまだに原因は分からない。あの坑道は自然発火をするような所では絶対に正式に出されたもので、災害対策

なかった」と繰り返しました。常時測定が必要から、自動測定機を設置されたのも災害の教訓だし、巡回の頻度を一日一回するのでもないのか。なぜしないのか。頻度を増やせば測定の人員が増えるから会社はしないのではないのか。と追及されると、「あの坑道は自然発火が起るような所ではなかった」と答えるだけで、通産局が相次いで災害をふまえて、巡回の頻度を増やすように指示していたにもかかわらず、その必要を認めず、他は「黙して語らず」の姿勢に終りました。

最後に被告会社側から「結審の予定であったが、社内でもっと検討したいことがあるので時間を借してほしい」と要望が出され、裁判長も「双方の代理人に個別に話を聞きたい」ということで、当日は結審にはならず一時延期の形になりました。

(原告団・藤田幸次郎)

さらに協議を続行

11・9和解で誠意示せ

十一・九三川勉大災害の損害賠償裁判は、一昨年十二月の第一回協議から十六回の交渉をつみ重ねてきたが、会社側の具体案提示が遅れていることから谷水裁判長が五月中旬に目途をつけるよう求めていました。

五月二十日に開かれた十七回目の和解協議は、事前の自主交渉で強く求めています。

広沢ムツオさんが逝去



十一・九三川勉大災害で命を奪われた広沢修功さんの奥さん、福岡市博多区西原町四丁目十八の二が五月二十日午前五時、ろくろ金のため逝去されました。心からおくやみを申し上げます。なお、ご遺族は長女高岡信子さん。

十六回目の団結旅行

遺族会が一泊で島原へ

三池遺族会の団結旅行も十六年目になりました。今年ははじめて一泊旅行を計画し、総勢五十人が五月十六日午前十時に組合事務所前を出発、島原温泉九十九ホテルに向かいました。

有明フェリーで多比良港に着いたあと島原城に寄り、長崎の「原爆の碑」の作者で今年一月に百歳で亡くなった北村望館を見ました。

くじ引きで部屋割りをしました。たが、修学旅行のようなにぎやかさです。

翌日、早朝から釣り糸をたれる本多先生。野球の腕は大したものという聞いていましたが、さて釣りの結果は?

雲仙登りを楽しまれていたのですが、前後と朝方の雨で仁田峠は霧に包まれていたものの、新緑の中でのゴルフ場周辺のミヤマキリシマは七分咲きで見事でした。

地獄めぐりの途中、天草の乱で弾圧を受けて地獄に身を投じた人々の霊を弔う、長崎キリスト教徒の大行列に出会いました。が、天草四郎生誕三五〇年祭の行事の一つでしょうか。

みなさんをバスで送ったあと組合事務所役員会を開いて打ち合わせを済ませてから帰宅。はじめての一泊旅行のことで来賓の皆さんにもいろいろ援助していただきました。

また、帰りのフェリーの中で二十日の九・二八の公判、さらに和解協議を見守るために二十三人が参加するとの申し出がありました。

参加者全員は、さらに団結して三井に対する災害責任の追及のためにたたかうことを誓いながら、無事に団結旅行を終えることができました。どなたもありがとうございました。

(遺族会・永江美由紀)

三池炭鉱社宅の変遷

第六回

武松輝男

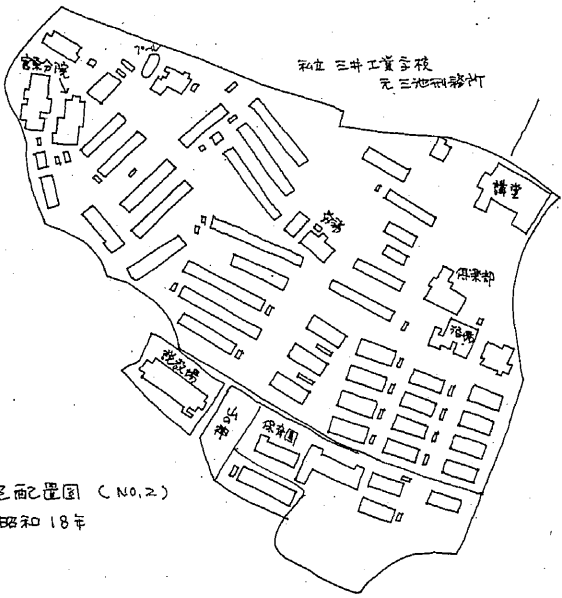
まず最初に、前号の訂正をしておきたい。文中で、智恵社のことを「説教場」としたのは、智恵社という禅寺の末寺と同じもので」と記していたが、智恵社というのは真宗本願寺派西本願寺大田別院の前身であって、だから禅寺ではない。真宗である。説教場というのは、その智恵社の末寺みたいなものであったことには異論はない。本題に移る。

大正期に入るが、この時期に納屋の呼び名が長屋という呼び名に変わる。変わるのとはそれだけでは

大正九年の三池製炭所や港務所を除いた労働者数が一万七千三百四十四人、うち女性労働者が四千三百五十五人であるから、そのぶんを差し引いても、およそ一万三千人であるので、長屋に入居できるのは、およそ十六パーセントにすぎない。

長屋に附属建物が増える。大正五年に七浦に、六年には一丁五に、八年は勝立(この勝立医局の創設は明治四十三年)に、医局分院が建てられる。長屋内に建てられたのは医局だけではない。大正二年に万田に保育所が造られ、八年には同じく保育所が富浦に、九年は横須(これは建築家大長屋)に説教場を兼ねた保育所が建てられる。

生活に必要な物品を販売する売場も、大正二年に七浦、四年勝立、六年万田、一丁五、七年には



宮家社宅配置図(No.2)
昭和18年

与論長屋と一哩に、八年は、それまで一哩を本店としていた売動場を旭町(いまのガーデンホテル)として建てられた諸施設をみると、建て、生活全般にわたる物品の塀で囲まれ、出入りの監視や、納

屋内の制度上の苦痛がたしかにあったにしても、羨望されうだけの住居群であったようだ。

大正六年、万田と三坑に、木造二階建てが建てられる。それまで平家建てであったところへ、二階建てが増える。それだけでも目をみはらせるものがあった。それだけで、三池炭鉱の力量の誇示にもなった。二階建てから見下ろせることへの優越もまた、かもし出していたことであろう。

この二階建てについて、当時の労務は「二階建長屋ノ利害」というのを員申している。利益は労働者の雇安眠の場所がでることで、それに反して不利益は出役督促に不便なことだとしている。

炭鉱の存否が炭量にあることから考えると、長屋のもつ意味がわかってくる。

(略図も筆者)



本多井護士は、佐賀地裁での公判を終えたあと午後五時ごろ到着されました。

六時からの第一部では、組合の芳川部長、原告団の小山部長、さらに本多先生から裁判の経過や今後の問題などを聞き、意思統一しました。

第二部は、日頃の苦勞を忘れて会食しながら歌や日舞で交差し、炭鉱師を全員でおどろおどろきになりました。